



# 山形県公報

令和3年8月27日(金)  
第233号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……865
- 漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出……………(水産振興課) ……866
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……868
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……869

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………同

## 告 示

### 山形県告示第682号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

酒田市袖浦農業協同組合  
代表理事組合長 五十嵐 良弥  
酒田市坂野辺新田字葉萱112

- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 佐藤 助弘<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和3年3月31日 |
| 加賀 徹<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左 |            |           |
| 佐藤 恒雄<br>もみ、玄米、大豆         |     |            |           |
| 村上 淳一<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 |            |           |
| 佐藤 勝<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左 |            |           |

|                    |     |  |
|--------------------|-----|--|
| 五十嵐 正義<br>もみ、玄米    | 同 左 |  |
| 阿部 恵理<br>もみ、玄米、大豆  | 同 左 |  |
| 太田 明日香<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左 |  |

**山形県告示第683号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、令和3年8月27日から同年9月10日までの間山形県漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 加入区の名称並びに発起人の住所及び氏名

| 加入区の名称 | 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 |         |
|--------|---------------------|---------|
| 北部加入区  | 飽海郡遊佐町吹浦字吉野森14番5号   | 澤 口 勉   |
|        | 酒田市宮野浦一丁目19番12号     | 田 代 善 幸 |
|        | 同 十里塚甲59番地          | 長谷川 保 正 |
|        | 飽海郡遊佐町菅里字十里塚114番地の1 | 土 門 良 一 |
| 中部加入区  | 鶴岡市堅苔沢甲215番地        | 本 間 昭 志 |
|        | 同 由良一丁目12番7号        | 佐 藤 栄 一 |
|        | 同 由良一丁目5番11号        | 佐 藤 欽 也 |
|        | 同 油戸440番地2          | 斎 藤 和 男 |
| 南部加入区  | 鶴岡市鼠ヶ関乙208番地26      | 飯 塚 厚 司 |
|        | 同 早田丙76番地           | 筒 井 博 樹 |
|        | 同 小岩川字出口62番地13      | 栗 田 義 和 |
|        | 同 温海戊556番地1         | 本 間 和 憲 |

2 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
山形県漁業協同組合

**山形県告示第684号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金 |
|-------------------|--------------|------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円 |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円  |

|                   |                                        |                      |         |
|-------------------|----------------------------------------|----------------------|---------|
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき              | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき              | 700円    |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき                | 14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル<br>1日につき | 1,690円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 有料公園施設の名称 |              | 区 分            | 利 用 料 金       |                  |
|-----------|--------------|----------------|---------------|------------------|
| 展示研修施設    | 企画展示室        | 入場料金を徴収しない場合   |               | 1時間当たり 120円      |
|           |              | 入場料金を徴収する場合    |               | 1時間当たり 500円      |
|           | 研修室          |                |               | 1時間当たり 690円      |
| スケートパーク   | 全部を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 |               | 1日当たり 19,940円    |
|           |              | 上記以外の場合        |               | 1日当たり 39,880円    |
|           | 上記以外の場合      | 児童生徒等が使用する場合   | 回数券による利用の場合   | 1人12回当たり 2,000円  |
|           |              |                | 1か月券による利用の場合  | 1人1か月当たり 3,000円  |
|           |              |                | 3か月券による利用の場合  | 1人3か月当たり 6,000円  |
|           |              |                | シーズン券による利用の場合 | 1人当たり 10,800円    |
|           |              |                | ナイター券による利用の場合 | 1人1日当たり 170円     |
|           |              |                | 上記以外の場合       | 1人1日当たり 200円     |
|           | 上記以外の場合      | 回数券による利用の場合    | 回数券による利用の場合   | 1人12回当たり 4,000円  |
|           |              |                | 1か月券による利用の場合  | 1人1か月当たり 6,000円  |
|           |              |                | 3か月券による利用の場合  | 1人3か月当たり 12,000円 |
|           |              |                | シーズン券による利用の場合 | 1人当たり 21,600円    |
|           |              |                | ナイター券による利用の場合 | 1人1日当たり 330円     |
|           |              |                | 上記以外の場合       | 1人1日当たり 400円     |

## 備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

令和3年8月17日から令和4年3月31日まで

## 山形県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月27日から同年9月10日まで縦覧に供する。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市上田沢字志尽8番11地先から  
同 8番9地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月27日

## 山形県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月27日から同年9月10日まで縦覧に供する。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市檜橋字新山前新田151番3地先から  
同 154番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月27日

## 山形県告示第687号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第356号
- 2 指定の場所 長井市中道一丁目1573番54の一部、1800番2の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 81.05メートル
- 4 指定年月日 令和3年8月18日

**山形県告示第688号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和3年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人           |                     | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|------------------|---------------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名        | 所在地                 |            |             |
| 金子商店<br>代表 金子 一弘 | 寒河江市大字白岩178番地の<br>6 | 同 左        | 令和 3. 8. 31 |

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第8号**

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月27日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
第8条の表山形県立新庄病院の項中「、外科」を「、腫瘍内科、外科」に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月27日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年8月27日発行 発行人 山形県